

議案第八二號

町税減免に関する件

三朝町税條例第五十三條、第七十二條、第九十條、第一百五十四條の規定によつて、貧困により生活のため公費の扶助を受けるもの並に公費の扶助を受ける適用から除外された生活困窮者から左記の通り昭和三十一年度町民税固定資産税、自転車荷車税及び口民健康保険税の減免に関する申請があつたので、地方税法第三百一十三條、第三百六十七條、第四百五十四條、第七百十七條の規定に基づいて別紙の通りこれを免除するものとする。

昭和三十一年九月二十九日提出

三朝町長

坂出

三朝町長印

昭和三十一年九月二十九日議決

三朝町議会議長

天野

三朝町議會議長印

原案可決